

記入例：扶養認定するとき（新規認定）

年 月 日	1 2	1 2	1 2	年 月 日	1 2 3 4 5 6 7	1 2
資格取得(認定日)	普 特	同 別	国 国	資格喪失日	他 転 死 収入超過 送金なし 扶養替え	要 要
年 月 日	通 別	居 居	内 外	年 月 日	制 出 亡 超過 見込 なし 替 え	

被扶養者 認定 取消 申告書

所属所名	〇〇小学校	組合員 氏名	共済 太郎	所属所コード	1 2 3 4 5
		組合員番号 (職員番号)			1 2 3 4 5 6

※「組合員番号」は必ず記載してください

認定(取消)を受けようとする者の氏名(カナ)	キョウサイ カズコ	氏名	共済 和子	新規認定	<input checked="" type="checkbox"/> 普通認定 (扶養手当あり) <input type="checkbox"/> 特別認定 (扶養手当なし)
				継続認定	<input type="checkbox"/> 普通認定から特別認定に切替[106] <input type="checkbox"/> 特別認定から普通認定に切替
		生年月日	昭和50年12月1日	性別	1 ② 男 女
		続柄 [コード]			妻 [02]

マイナ保険証の利用登録を行っていない方など、該当する方のみチェックをつけることができます。(例)子

■ 個人番号を別紙に届け出ます。(新規認定の場合) (注1)

資格確認書の交付要否(注3) 交付が必要(注3に該当しないとき申請不可)

配偶者の基礎年金番号 ※配偶者を新規認定する場合のみ

認定・取消の事実発生日及び理由 (被扶養者の要件を備え、または欠くに至った年月日および理由)

年月日 令和〇〇年3月31日
理由 退職

職業	所得推計額 (年間)	扶養手当 受給の有無	給与担当者押印	同・別居の別	別居の場合の住所 (同居の場合は記入不要) ※郵便番号は必ず記入してください	国内・外の別(注2)
なし	0 万円	① 有 ② 無	担当	① 同居 ② 別居	〒 -	① 国内 ② 国外

給与収入のみであることを申し立てます。(裏面注4に該当する場合チェック)

※「1 国内」の場合、次の口をチェックをしてください。認定を受けようとする者は、日本国内に住民票を申請することを確認してください

●続柄コード表●

夫	妻	長男	長女	二男	二女	三男	三女	養子	父	母	
01	02	11	21	12	22	13	23	20	31	41	
養父	養母	祖父	祖母	義父	義母	兄	姉	弟	妹	孫	その他
32	42	53	63	33	43	51	61	52	62	57	-

受付
〇〇小学校
第 〇〇 号
〇年〇月〇日

①～③全てに該当する場合のみ口をチェックしてください。
①令和8年4月1日以降に新規認定される方(特別認定)
②収入がある方で、給与収入のみを有する方(給与収入以外に年金収入や事業収入等がある方は除く)
③雇用先から労働契約書等の労働契約内容が確認できる書類が交付されており、その写しを認定時の添付書類として提出できる方

所属機関受付印の日付と所属機関の長証明日は同日としてください。

所属機関受付印の日付	令和〇年〇月〇日	職名	〇〇小学校長	公印
所属機関の長		氏名	福利 厚生	印
事務担当者		連絡先	<input type="checkbox"/> 所属所 <input type="checkbox"/> 学校支援センター	連絡先電話番号

★ 作成に当たって裏面の注を必ずご確認ください。

注1 新規認定の場合は□にチェックをし、個人番号が分かる書類(マイナンバーカード裏面の写し等。組合員番号を記載すること)を添えてください。継続認定・取消の場合は不要です。

注2 認定を受けようとする者が「2 国外」(＝日本国内に住民票がない)に該当する場合、別途必要書類を提出してください。(必要書類は、「共済OITAガイドブック」等を参照のこと。)

また、日本国内に住所があっても、マイナンバーを活用した情報連携又は住基照会(J-LIS)により共済組合が住所情報を確認できない場合は、後日、共済組合から所属所を通じて「住民票」の提出を依頼します。

なお、結果として、日本国内に住民票がなく、国内居住要件の例外にも該当しなかった場合は、当初に遡って認定取消となる可能性もあるのでご注意ください。

注3 資格確認書交付要否:資格確認書の交付が必要な場合(※)は「交付が必要」にチェックを入れてください。

※以下に該当する場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申し出た者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- ・マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
- ・マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者

注4 ①～③全てに該当する場合のみ、□にチェックしてください。

① 令和8年4月1日以降に新規認定される方(特別認定)

② 収入がある方で、給与収入のみを有する方(給与収入以外に年金収入や事業収入等がある方は除く)

③ 雇用先から労働条件通知書等の労働契約内容が確認できる書類が交付されており、認定時の添付書類として提出ができる場合